

春日井市学習者用タブレット利用の確認書（ご家庭保管用）

G I G Aスクール構想に基づき、本校に在学する児童にタブレット端末（以下、貸出機器）の無償貸出を以下の通り実施します。

- ・卒業・市内転居・転出など、お子様が通学する学校での在籍期間が修了するまでに貸出機器を遅延なく返却してください。
- ・貸出機器は、学びを深めたり、学校生活を豊かにしたりする目的で春日井市が貸与するものです。保護者の皆様にも以下の事項をご理解いただき、お子様の指導にご協力ください。

（基本事項）

- ☐ 登下校中、タブレットはカバン（ランドセル等）に入れて持ち運び、登下校の途中で出したり、使ったりしません。
- ☐ タブレットは学習以外の目的に使いません。家族や他人に又貸し・転売はしません。
- ☐ タブレットの故障・破損・盗難があれば速やかに学校に申し出ます。
- ☐ タブレットの紛失は市の保証対象外ですので、しっかり管理します。
- ☐ タブレットを家庭に持ち帰った際は、必要に応じて家庭でも充電します。

（情報モラル、個人情報保護）

- ☐ 人の心を傷つけたり、不快感を与えたりしないように、相手を思いやって使います。
- ☐ 他人が入り込んだ写真を撮ったり、録音・録画したりするときは、相手の許可を得ます。
- ☐ 自分や他人の個人情報をインターネット上（SNS、HP等）に書き込みません。

（安全性）

- ☐ ID・パスワードは自分で管理し、他人に教えません。
- ☐ インターネットで不適切なサイトの閲覧や投稿をしません。
- ☐ タブレットを私物のスマートフォンやミュージックプレイヤー等に接続しません。

（健康面）

- ☐ 明るい場所で、正しい姿勢で使い、目と画面の距離を30センチ以上離します。
- ☐ 長時間、画面を見続けません。30分に1回は画面から目を離し、目を休めます。
- ☐ 深夜に使用したり、長時間使用したりせず、就寝の1時間前の使用は控えます。

春日井市学習者用タブレット利用の確認書（提出用）

G I G Aスクール構想に基づき、本校に在学する児童にタブレット端末（以下、貸出機器）の無償貸出を以下の通り実施します。

- ・卒業・市内転居・転出など、お子様が通学する学校での在籍期間が修了するまでに貸出機器を遅延なく返却してください。
- ・貸出機器は、学びを深めたり、学校生活を豊かにしたりする目的で春日井市が貸与するものです。保護者の皆様にも以下の事項をご理解いただき、お子様の指導にご協力ください。

※ご確認いただきましたら□に✓をお入れください

（基本事項）

- ☐ 登下校中、タブレットはカバン（ランドセル等）に入れて持ち運び、登下校の途中で出したり、使ったりしません。
- ☐ タブレットは学習以外の目的に使いません。家族や他人に又貸し・転売はしません。
- ☐ タブレットの故障・破損・盗難があれば速やかに学校に申し出ます。
- ☐ タブレットの紛失は市の保証対象外ですので、しっかり管理します。
- ☐ タブレットを家庭に持ち帰った際は、必要に応じて家庭でも充電します。

（情報モラル、個人情報保護）

- ☐ 人の心を傷つけたり、不快感を与えたりしないように、相手を思いやって使います。
- ☐ 他人が入り込んだ写真を撮ったり、録音・録画したりするときは、相手の許可を得ます。
- ☐ 自分や他人の個人情報をインターネット上（SNS、HP等）に書き込みません。

（安全性）

- ☐ ID・パスワードは自分で管理し、他人に教えません。
- ☐ インターネットで不適切なサイトの閲覧や投稿をしません。
- ☐ タブレットを私物のスマートフォンやミュージックプレイヤー等に接続しません。

（健康面）

- ☐ 明るい場所で、正しい姿勢で使い、目と画面の距離を30センチ以上離します。
- ☐ 長時間、画面を見続けません。30分に1回は画面から目を離し、目を休めます。
- ☐ 深夜に使用したり、長時間使用したりせず、就寝の1時間前の使用は控えます。

宣誓書

令和3年__月__日

春日井市立松山小学校長宛

- 【本人】上記事項を遵守し、貸出機器を大切に取り扱い、卒業までの期間使用します。
- 【保護者】家庭への持ち帰りの際は、本人が上記事項を守って使用できるよう指導します。

春日井市立松山小学校 __年__組__番 児童氏名 _____

保護者氏名 _____